

中小企業経営承継事業補助金

趣 旨

町内に事業所を置く中小企業者の円滑な事業承継を図るため、事業承継に要する経費に対し中小企業事業承継事業補助金を支給します。

対 象 者

- ① 町内に事業所を有する又は有する見込みの中小企業者
- ② 町税等に滞納がないこと

補助金の額

1 事業者あたり 上限 **100万円** (補助率 3/4)

対象経費

○被承継者支援事業（事業を譲る方への支援）

- (1) 専門事業者への相談料
- (2) 事業承継の戦略策定に係る経費
 - ア 初期診断
 - イ 課題分析及びコンサルティング
 - ウ 事業承継計画
 - エ 企業価値の算出
- (3) M&Aの仲介に係る経費
 - ア 仲介及びマッチングの登録
 - イ 着手等M&Aの仲介委託に係る経費

○承継者支援事業（事業を譲り受ける方への支援）

- (1) 店舗や事務所の修繕、改造、改修、又は増築に要する経費
- (2) 設備の修繕又は更新に要する経費
- (3) 事業に必要な車両、備品の購入経費
- (4) 新商品の開発研究費
- (5) 市場調査経費
- (6) 情報発信経費

申請期間

令和3年4月19日(月)～令和4年2月28日(月)

申請・問合せ先：浦幌町産業課商工観光係

〒089-5692 十勝郡浦幌町字桜町15番地6
TEL:015-576-2181/FAX:015-576-2519